

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制  
定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「1, 234人以内」を削り、同号に次のように加える。

ア 事務部局及び教育機関（学校を除く。）の職員 386人以内

イ 学校の職員 7,064人以内

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 要 旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の定数を定めるため、この条例を制定するものである。

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>(第1条 略) (職員 の定数)</p> <p>第2条 職員 の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,262人以内 (2) 議会の事務部局の職員 34人以内 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内 (4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内 (5) 教育委員会の所管に属する職員 <u>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 386人以内</u> <u>イ 学校の職員 7,064人以内</u></p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内 (7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内 (8) 消防職員 1,405人以内 (以下 略)</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年 8 月15日 条例第30号</p> <p>(第1条 略) (職員 の定数)</p> <p>第2条 職員 の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,262人以内 (2) 議会の事務部局の職員 34人以内 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内 (4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内 (5) 教育委員会の所管に属する職員 <u>1,234人以内</u> &lt;新設&gt;</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内 (7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内 (8) 消防職員 1,405人以内 (以下 略)</p>